

木更津市学校給食センター
維持管理運営包括業務委託

受託者募集要領

令和5年3月29日

木更津市

— 目 次 —

1	事業概要	1
2	担当部局等	2
3	見積書及び技術提案書作成に係る提示資料	2
4	受託者選定の手続き	3
5	応募者の参加資格	4
6	公募参加資格の確認	6
7	参加資格の喪失等	6
8	設計図書等の縦覧及び現地見学会	6
9	質疑回答	7
10	技術提案書の提出	7
11	見積書の提出	8
12	プレゼンテーション・ヒアリング	9
13	参加資格の辞退	9
14	技術提案書、見積書の審査	9
15	契約の手続き	9

本要領は、「木更津市学校給食センター維持管理運営包括業務委託」（以下、「本業務委託」という。）の受託者募集について、必要な事項を定めるものである。

本業務委託に応募を希望する者は、本要領に記載された民間事業者の役割を十分理解したうえで、この要領に沿って、本業務委託の目的に合った条件で、応募資料の作成等を行なうものとする。

1 業務の概要

本施設は、平成21年4月にPFI事業として供用開始しており、令和6年3月末に事業期間が終了する予定である。PFI事業期間の終了後について、引き続き市の小中学校への給食提供に向けた学校給食センターの機能維持が必要であり、本施設について継続的に使用していく方針である。そのため、今後も本施設を利用していくために施設の修繕や設備更新等を適宜実施していく必要がある。

市は本施設の継続利用及び事業実施にあたり、令和3年度に次期事業手法の検討を行っており、当該検討結果に基づき、施設の運営・維持管理の包括的な事業実施を行う。

本業務委託では、民間事業者の創意工夫等を活用し、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を図ることを期待する。

(1) 委託業務名

木更津市学校給食センター維持管理運営包括業務委託

(2) 委託履行場所

木更津市潮見二丁目13番地1

(3) 委託対象施設

木更津市学校給食センター

(4) 委託業務の範囲と内容

対象となる委託業務は以下のとおりとし、詳細は別に配布する「要求水準書」に示すものとする。

ア 施設改修・修繕業務

イ 引継ぎ等業務

ウ 運営業務

（ア）調理業務（下処理業務、配缶業務含む）

（イ）衛生管理業務

（ウ）検収補助業務

（エ）配送・回収業務

（オ）配膳・管理業務

（カ）洗浄・残滓処理業務

（キ）配送車両維持管理業務

（ク）運営備品調達業務

（ケ）食育関連補助業務

エ 維持管理業務

（ア）建築物保守管理業務

（イ）建築設備保守管理業務

（ウ）調理設備保守管理業務

（エ）植栽・外構維持管理業務

（オ）清掃業務

（カ）警備業務

(5) 業務履行期間

業務履行期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、契約締結日の翌日から令和6年3月31日までは業務引継ぎ期間とし、引継ぎに係る経費は、受託者負担とする。

2 担当部局等

本委託の契約手続き及び資料の縦覧・現地施設の見学を行なう部局（以下「担当課」という。）は以下のとおりとする。

(1) 契約事務・事業担当課

【教育部教育総務課】

住所 〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号

TEL 0438-23-5243

FAX 0438-25-3991

電子メール kyo-soumu@city.kisarazu.lg.jp

ホームページ <http://www.city.kisarazu.lg.jp/>

(2) 資料縦覧・施設見学担当課

【教育委員会木更津市学校給食センター】

住所 〒292-0834 木更津市潮見二丁目13番地1

TEL 0438-25-7560

3 見積書及び技術提案書作成に係る提示資料

見積書及び技術提案書作成に際し、市が提示する資料は以下のとおりとする。

(1) 配布資料

ア 受託者募集要領

イ 評価基準

ウ 要求水準書

エ 様式集

オ 委託契約書案

(2) 縦覧資料

ア 木更津市学校給食センター竣工図書（平面図、設備配置図含む）

イ 業務報告書（過去1年分）

ウ 日報・月報（過去1年分）

4 受託者選定の手続き

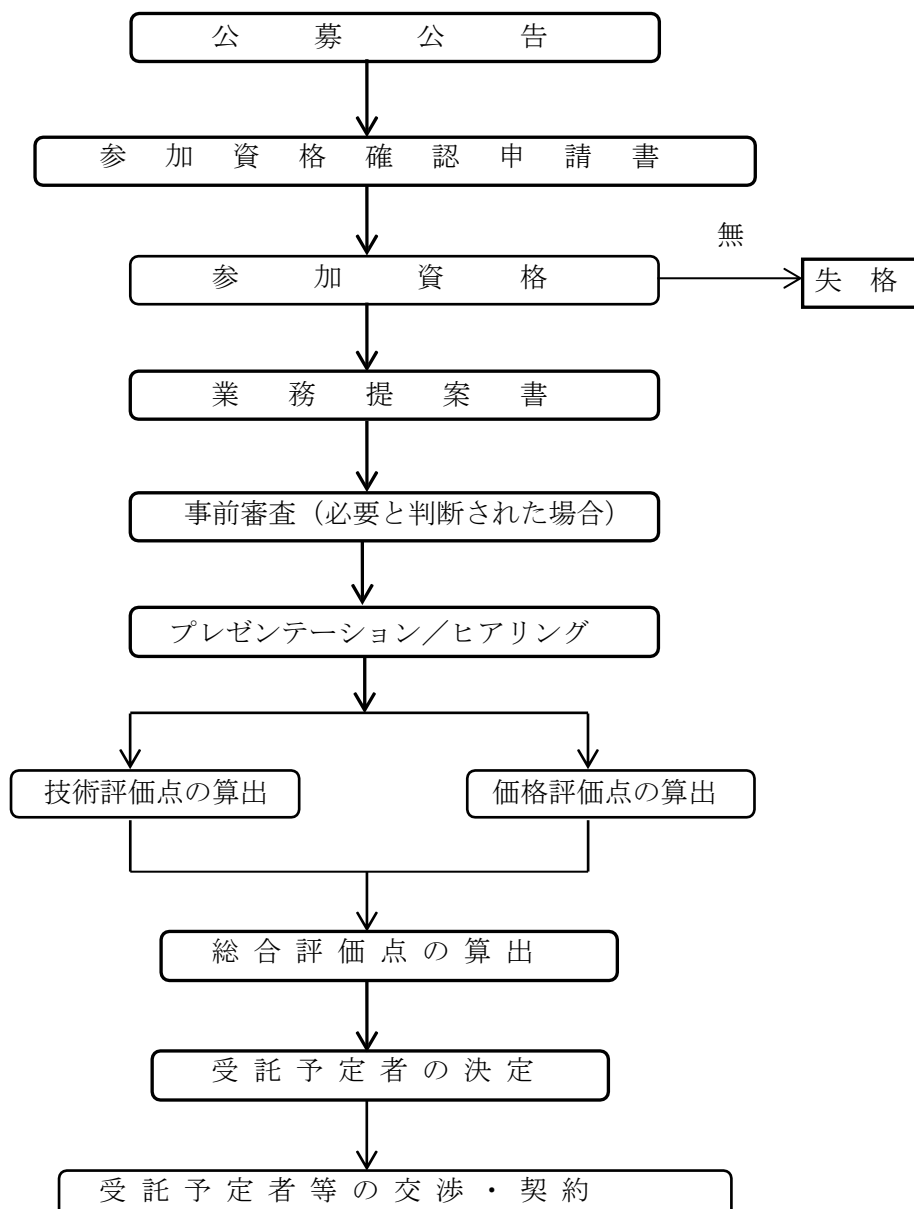
(1) 審査方式

本業務委託は、民間事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受託者の選定にあたっては、公募型プロポーザルによる随意契約方式を採用し、企画提案による技術面の非価格要素とともに提示された参考見積価格を総合的に評価する。

(2) 受託者決定フロー

受託者決定までのフローは、図表－１ に示すとおりとする。

図表－１ 受託者決定フロー



(3) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、図表－２ のとおりである。

ただし、土曜日、日曜日及び休日等、木更津市の休日を定める条例（平成元年条例第２５号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）には、受付等を行なわない。

図表－２ 契約締結までのスケジュール

公募公告	令和５年３月２９日(水)
設計図書等の縦覧及び現地施設見学会	令和５年３月２９日(水)～５月３０日(火)
本委託に関する質疑の受付	令和５年３月２９日(水)～４月１４日(金)
質疑に関する回答公表	令和５年４月２８日(金)
参加資格確認申請書の提出	令和５年４月２８日(金)～５月１７日(水)
参加資格確認結果の通知	令和５年５月２２日(月)
技術提案書・見積書の提出	令和５年５月３１日(水)～６月２日(金)
技術提案に係るプレゼンテーション・ヒアリング	令和５年６月２３日(金)（予定）
受注予定者の決定	令和５年６月下旬
仮契約の締結	令和５年７月中旬
本契約の締結	令和５年９月下旬

なお、上記スケジュールは応募者の応募資料提出の状況、審査の進捗状況等により若干変更する可能性がある。

５ 応募者の参加資格

(1) 応募者の備えるべき参加資格要件

ア 応募者の構成等

本業務委託に応募する事業者の構成等は次のとおりとする。

- (ア) 応募者は、本業務委託の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び運營業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）を含む単独企業または複数の企業のグループにより構成されるものとする。
- (イ) その他、必要に応じ、本業務委託に関連する業務を行う企業の参加を認めるものとする。
- (ウ) 応募者は、構成員の中から代表となる企業を定めることとし、当該代表企業が応募手続き等を行うこととする。
- (エ) 参加表明書提出以降、応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- (オ) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。
- (カ) 構成員が上項(ア)に掲げる企業のいくつかを兼ねることを可能とする。
- (キ) 応募者の構成員は、実施する業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。

イ 応募者の参加資格要件

応募者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- (ア) 本業務委託を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 本業務委託を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。

- (ウ) 令和5年度木更津市入札参加資格名簿（委託）に登録されていること。

※入札参加資格者名簿への登録については、随時申請を受け付けているが、申請時期により登載日が異なる。本業務委託に参加を希望する者は令和5年8月1日時点で資格者名簿に登載されていること。

※上項の(ア)及び(イ)に該当する者で、令和5年8月1日時点で資格者名簿に登載されていない場合にも、入札参加資格と同等の要件を有していると認められた場合は参加資格要件を満たすものとする。ただし、この場合は、会社の規模、財務状況等について、入札参加資格審査申請に準じた審査を行うものとする。

- (エ) 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で運営業務を実施する場合、全ての企業がaの要件を満たし、かつ少なくとも1社は全ての要件を満たしていること。

- a HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。 ※「相当の知識を有している者」とは、HACCP対応施設（HACCPの認証を取得した施設をいう。以下同じ。）の運営実績、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの民間施設の運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する審査員資格等を有する者をいう。以下同じ。
- b 過去10年以内に、3,000食/日規模のドライシステムの学校給食センター又は3,000食/日規模のドライシステムの調理施設（民間施設も含む）において、元請けとしての調理業務の実績を有していること。

ウ 応募者の制限

次に該当する者は、応募者となることはできない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (イ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者。
- (エ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告がなされている者。
- (オ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立てがなされている者。
- (カ) 直近1年分の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。
- (キ) 資格確認申請書類の提出期限から受注者決定までの間、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領（昭和61年3月14日施行）に基づく指名停止措置又は、木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けている者。
- (ク) 本業務委託の支援業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企

業の役員を兼ねている者をいう。本業務委託の支援業務に関与した者は、次のとおりである。

株式会社長大（東京都中央区日本橋牡蛎殻町 1-20-4）

エ 参加資格要件の確認及び失格要件

参加資格要件確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。参加資格要件の確認後、契約締結までの期間に、応募者が上項ア～ウの要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。ただし、応募者のうち代表企業以外の構成員が上項ア～ウの要件を欠くような事態が生じた場合については、市と協議を行う。

6 公募参加資格の確認

市は、応募者の参加資格の確認を行なうために資格審査を実施する。応募者は次に従って参加資格確認の申請を行い、審査を受けるものとする。

(1) 参加資格確認の基準日

参加資格確認の基準日は資格確認申請書類の提出期限日とする。

(2) 資格確認申請書類の構成

資格確認申請書類は以下のとおりとする。

ア 木更津市プロポーザル方式実施要綱（別記様式）第 1 号様式 プロポーザル参加意向申出書

イ 参加資格確認申請書（様式第 3 号）

ウ グループ構成企業一覧（様式第 4 号）

エ 委任状（代表企業）（様式第 5 号）

オ 委任状（受任者）（様式第 6 号）

(3) 参加資格確認結果等

参加資格の決定は、応募者に対し、参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

7 参加資格の喪失等

資格確認結果の通知後、「5 参加資格」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。また、資格確認申請書類に虚偽の記載をした場合も同様とする。

8 設計図書等の縦覧及び現地見学会

希望する参加資格者に対して、本委託に係る図面及び施設一覧表（以下「設計図書等」という）の縦覧及び現地見学会を次のとおり行なう。

なお、申し込みについては、「設計図書等の縦覧及び現地施設見学会申込書」（様式集 第 1 号様式）に必要事項を記入し、2（1）担当課の電子メールアドレス宛に送信すること。

申し込みのあった希望者に対しては、調整のうえ指定日時を通知する。

(1) 期 間：令和 5 年 3 月 29 日（水）から 5 月 30 日（火）まで。

（市の休日を除く午後 1 時から午後 5 時まで）

- (2) 場 所：木更津市学校給食センター（木更津市潮見二丁目１３番地１）
- (3) 日 時：申し込み状況に応じて決定し、電子メールで通知する。
- (4) 参加人数：希望ごとの参加人数は原則、５人までとする。
- (5) その他
- ・縦覧に供する設計図書等の貸出し及びコピーサービスは行なわない。
（ただし、資料の撮影は許可するが、本業務委託への応募目的に限る。）
 - ・施設見学は４時間以内とする。
 - ・また、施設内の見学には、事前の細菌検査が陰性判定であること、白衣及び内履きを着用することを要する。

9 質疑回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期間：令和５年３月２９日（水）から４月１４日（金）まで。

（市の休日を除く午前９時から午後５時まで）

イ 質疑の方法

本業務委託について質疑のある応募者は、書面にて２（１）の担当課の電子メールアドレス宛に送信すること。送信にあたっては、表題に「木更津市学校給食センター維持管理運営包括業務委託に関する質疑」とすること。

原則として、持込、郵送、ＦＡＸ、電話等による質問は受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの確認は担当課が行なうものとする。

ただし、電話による受理確認は差し支えない。

様式は「様式集 第２号様式」とすること。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答期限：令和５年４月２８日（金）

イ 回答方法：回答期限までに市ホームページに公表する。

10 技術提案書の提出

(1) 技術提案書の構成

参加資格者は技術提案書を作成及び提出する。技術提案書の構成は以下のとおりとする。

評価項目	配点
1 運営業務に関する提案（８５点）	
（１）調理業務	２０
（２）衛生管理業務	２０
（３）運搬・回送業務	１０
（４）残滓の発生抑制・リサイクル	１０
（５）配膳業務	１０
（６）運営支援	１５
2 維持管理業務に関する提案（４５点）	
（１）維持管理方針	１０
（２）保守管理計画（点検及び作業内容）	１５
（３）長期修繕計画	２０
3 業務全体の計画に関する提案（３０点）	

(1) 業務実施体制・方針	10
(2) リスク管理及び業務の品質確保	10
(3) 地域への貢献	10
合計	160

(2) 技術提案書の提出

技術提案書は、2 (1) 担当課へ期日までに提出すること。なお、郵送による提出は認めないものとする。

ア 提出期限：令和5年6月2日（金）午後5時まで

イ 受付場所：2 (1) の担当課

ウ 提出部数：正本1部、副本7部、CD-R2部とする。

エ 提出様式：

- ・ 木更津市プロポーザル方式実施要綱（別記様式）第4号様式 提案書
- ・ 様式集 第8の1号～第8の13号様式

オ 技術提案書（第8の1号～第8の12号様式）の記載事項及び編冊

- ・ 技術提案書における各評価の小項目ごとに、それぞれA4用紙2枚以内で記載すること。
- ・ なお、明示のための図表、実績等を明らかにするための資料等は最小限度の範囲内で添付しても良い。
- ・ 技術提案書は、「木更津市学校給食センター維持管理運営包括業務委託技術提案書」を表題に「応募者名」及び「技術提案書指定番号」を表記した表紙を付すること。
- ・ ただし、表紙以外の提案書様式及び添付資料は、企業名が識別できる記載を一切しないものとし、「参加資格確認結果通知書」記載の「技術提案書指定番号」のみを右肩に記載する。
- ・ 技術提案書の編冊は、ファイルとして1冊に綴じるものとし、提案ごとにインデックスを付したうえで、提出しなければならない。

カ CD-R への格納条件は次のとおりとする。

- ・ CD-R：Windows フォーマット
- ・ OS：Microsoft Windows 10 のバージョン
- ・ 使用するソフト：Microsoft Excel 2013 又は Word 2013 まで。又は PDF。

11 見積書の提出

(1) 見積書の構成

参加資格者は、見積書を作成及び提出する。見積書の構成は、様式集第8の13号様式のとおりとする。

(2) 見積書の提出

見積書は、2 (1) 担当課へ期日までに提出すること。なお、郵送による提出は認めないものとする。

ア 提出期限：令和5年6月2日（金）午後5時まで

イ 受付場所：2 (1) の担当課

ウ 提出部数：正本1部とする。

1 2 プレゼンテーション・ヒアリング

技術提案書の内容・見積書について、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。実施日時については、調整のうえ指定日時を通知する。

ア 日 時：令和5年6月23日（金）（予定）

詳細な時間・場所等は、決定次第、2（1）担当課から通知する。

イ 時 間：1社当たり、ヒアリングを含め、概ね45分程度予定している。

ウ そ の 他：参加人数は、1社につき5名までとする。

説明は、提出された書類をもとにプレゼンテーションを行なう。

1 3 参加資格の辞退

参加資格者は、契約締結までの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、できるだけ早い段階で「参加辞退届」（様式集 第7号様式）を2（1）の担当課に持参すること。

1 4 技術提案書、見積書の審査

技術提案書・見積書については、プレゼンテーション・ヒアリングを踏まえ、非価格要素・価格要素の審査を行なう。

（1）非価格要素審査

技術提案書について、木更津市学校給食センター維持管理運営包括業務委託評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、技術評価点を算出する。

（2）価格要素審査

評価基準に基づき、価格評価点を算出する。

（3）総合評価

（1）及び（2）から総合評価点を算出し、総合評価点が最も高い者を受託予定者として決定する。なお、総合評価点の最も高い者が同点で複数ある場合には、委員の協議により受託予定者を選定する。

（4）審査結果等の通知

技術提案等に対する総合評価の審査結果及び受託予定者の決定結果については、書面により参加資格者に通知する。

1 5 契約の手続き

1 4（3）により、決定した受託予定者と、委託契約の内容に関する協議を行い、成立した場合には、別途、見積書を徴収し、予定価格の範囲内で委託料を決定し契約を締結する。受託予定者との契約が成立しない場合は、総合評価点の高い順位の提案者と交渉を行なう。